

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（入所系）

●ポイント 感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

感染症蔓延期の備え

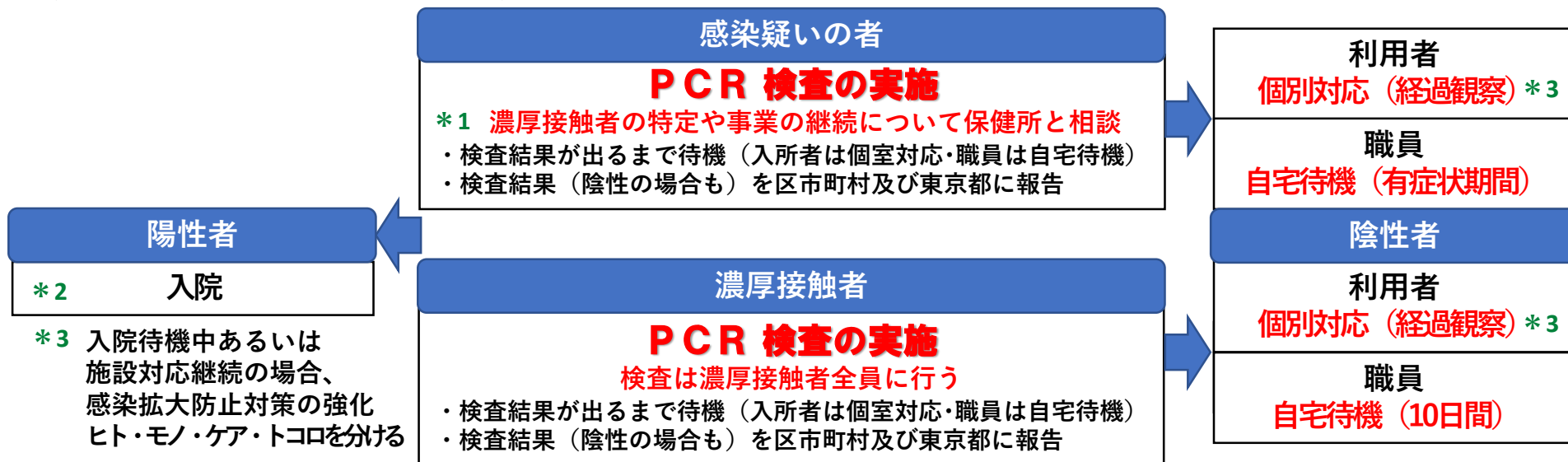
- ・感染対策マニュアルに則した取組（健康管理・マスク等による防護・手指衛生・消毒清掃・換気）
- ・介護スタッフ・医療職・ケアマネジャー・家族等の連絡体制の確認と共有
- ・業務継続計画（BCP）の準備、衛生・防護用品の確保、出入り者の制限・記録

感染疑いが発生した場合

- ・情報共有・報告
- ・施設内の短期入所の中止も含め入退所者等出入り者の制限を強化
- ・感染確定に備えて、疑い者の隔離・個別ケア、使用スペースの消毒・清掃、他への感染可能性確認

「新型コロナウイルス受診相談窓口」に連絡または主治医から「新型コロナ外来」あるいは「PCRセンター」に繋げる

（保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター）



※施設サービスは継続

*1 「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等個人防護具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

上記の濃厚接触者の定義に当てはまらない者は積極的疫学調査の対象外であり、PCR検査の対象にはならない。一方で、当てはまらない者でも何らかの症状がある場合には、医師が総合的に判断し、疑似症とした場合には、フローの感染疑い者が発生した場合となり、上記フローに沿った対応を行う。

*2 原則入院となるが、低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。

*3 「ヒト」職員固定「モノ」専用・使い捨てまたは消毒「ケア」食事・排泄・入浴・洗濯等個別ケア「トコロ」個室または間隔をあげ間仕切り生活空間・動線の区分け（ゾーニング）

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（入所系）

●ポイント
感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

①情報共有・報告

- 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）
平日概ね 9 時～17 時：各保健所／土日祝日・夜間：合同電話相談センター 03-5320-4592
- 施設長等、施設内（事業継続の判断）
- 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）
- 医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）
- 家族等

②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース・使用した物品）

- 手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害で危険）

③濃厚接触者した利用者・職員の特定（発症 2 日前以降で総合的に判断）

- 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- 感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安 1 メートル以内で 15 分以上接触があった者
- 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

④濃厚接触した利用者への対応（PCR 検査等）

- 原則として個室に移動、生活空間・動線の区分け（ゾーニング）
- 担当職員を固定
- 換気 1 時間に 2 回以上数分間二方向の窓を全開（個室・共有スペース等）
- 職員は使い捨て手袋・マスクを着用
（利用者がマスク着用できなければ、使い捨てエプロン・ガウン等を着用）
- ケア前後の手洗いまたは手指消毒の徹底
（手洗いや手指消毒の前に自身の顔(目・鼻・口)を触らない）
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用
- 来訪者との接触制限

⑤濃厚接触した職員への対応（PCR 検査等）

- 自宅待機 10 日間（保健所の指示に従う）

⑥施設出入り者の記録（常時）

- 職員
- 面会者
- 業者

【濃厚接触した利用者への個別ケア】

(i) 食事の介助

- 原則として個室
- 食事前の手洗い
- 食器は使い捨て、または専用にして洗剤で洗い熱水消毒か自動食器洗浄機（80℃ 10 分間）
- 器具等は洗剤で洗い熱水消毒か次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後洗浄

(ii) 排泄の介助

- 使用するトイレは専用
- おむつ交換は手袋・マスク・使い捨てエプロンを着用
- おむつ処理は手袋を着用しビニール袋等で密封・廃棄後に手洗い
(介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設等では感染性廃棄物として処理)
- ポータブルトイレの場合は使用後に次亜塩素酸ナトリウム液で消毒

(iii) 清潔・入浴の介助

- 介助が必要な場合は清拭
- 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は入浴可

(iv) リネン・衣類の洗濯

- 熱水洗濯機（80℃ 10 分間）で処理・洗浄後乾燥、または
次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後洗濯・乾燥
- ティッシュ等のゴミ処理は手袋を着用しビニール袋等で密封・廃棄後に手洗い
(介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設等では感染性廃棄物として処理)

【感染確定後の対応】

- 感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- 濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- 濃厚接触した職員の自宅待機指示
- 家族等への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生・防護用品の確保（マスク・エプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- 区市町村及び東京都への事故報告書提出

【参考】

- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日事務連絡）
- 厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
- 厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと~8つのポイント（2020年3月1日）
- 厚生労働省 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月12日健感発0612第1号）
- 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
- 日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
- 日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のための Q&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
- 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
- 環境省 医療関係機関やその廃棄物を取り扱うみなさまへ新型コロナウイルスの廃棄物について/新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方